HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 米国会計基準における会計情報の開示姿勢 |
| Author(s) | 久保, 淳司 |
| Citation | 經濟學研究, 50(2), 120-131 |
| Issue Date | 2000-09 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/32198 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 50(2)_P120-131.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 50－2
北海道大学 2000.9

# 米国会計基準における会計情報の開示姿勢

久保淳司

## Ⅰ はじめに

筆者はこれまで，わが国企業を取り巻く環境が変化していることから，企業の財務報告についても米国流の普通株主を重視するものに変化すべき時期にきていることを主張してきた（拙稿[1997]，[1998]，[1999]）。これらの主張によれば，わが国企業会計基準を米英化させようという会計ビッグバンが現実のものになったことについて一定の評価ができる。すなわち，会計ビッグバンで，連結財務諸表中心の報告体系，連結キャッシュフロー計算書作成の義務化，研究開発費の会計処理基準の変更，中間連結財務諸表作成の義務化，税効果会計の強制適用，退職給付会計の変更，金融商品の会計，外貨建取引等会計処理基準の変更など多くの会計基準が米英流の会計基準になったことである[1)]。

しかし，筆者は重要な問題が残されていると考えている。これらの新会計基準は，個別に分析する限りにおいて米英化が図られているのは事実である。しかしながら，個々の会計基準が米英化しても，全体としてわが国会計基準が米英化したとは必ずしもいうことはできない。全体としてのわが国会計基準の米英化の達成については，別に検討すべき問題なのである。

わが国の会計基準を米英化させるにあたっては，まず，わが国会計基準と米英会計基準の相違点が明らかになっていなければならない。本稿は，わが国の会計基準と米国の会計基準の相違を明らかにするものである。

ASOBAT（AAA[1966]）において，「情報利用者が事情に通じた上で，判断や意思決定を行うことができるように，経済的情報を識別し，測定し，伝達する過程である」（p.1）と会計を定義して以来，会計の主要な機能は「認識・測定」と「伝達」の2つとされるようになっている。ここから本稿では，米国における損益計算書の最終数値が「1株当り利益（Earnings Per Share：EPS）」になっていることに注目する[2)]。EPSは帳簿に記入されている数値ではなく，財務諸表の作成において付加的に記載される「会計情報」であり[3)]，したがって，帳簿から財務諸表が作成される際に付加されるEPSは，会計の伝達の機能に主眼を置いたものと考えられる。

---

1）金融ビッグバンの基礎になった法律は，「金融システム改革法」である。この法律制定にあたっての橋本龍太郎首相（当時）の指示の中に「法律・税制・会計を米英と整合的にすること」が1つの目標として掲げられていた（『日本経済新聞』，1996年11月10日朝刊参照）。

なお，個別の会計基準における米英化の達成具合については，特集「新会計基準の国際基準との総合的な比較・検討」，『JICPAジャーナル』，第535号，2000年，13－35頁を参照した。

2）本稿では，英国の会計基準を直接には言及しない。しかしながら，現在の英国EPS会計基準（FRS 14）は，米国会計基準および国際会計基準と実質的に同内容のものであり，EPS会計基準については米国会計基準の考察だけで，充分に「米英の」EPS会計基準の考察とすることが可能であるように思われる。

なお，米英のEPS会計基準の比較に関する詳細は，*FRS 14*, Appendix Ⅱ, paras. 13－46を参照されたい。

3）本稿における会計情報とは，帳簿には記入されないが，財務諸表において報告されるものを指すことに

伝達機能に主眼を置いたEPS会計基準の検討を通じて，わが国会計基準と米国会計基準の全体としての相違点について1つの仮説を提示することが本稿の目的である。

## Ⅱ　米国におけるEPS報告の目的

米国におけるEPS会計基準として，現在はSFAS No.128「1株当り利益（Earnings Per Share）」が適用されている。SFAS No.128はEPSを財務諸表において報告することの有用性を認めた上で，より適切なEPSの計算と報告を行わせるために公表された会計基準である（*SFAS No.128*, para.75）。

EPSを財務諸表において報告することの有用性を認めたのは，1966年のAPBO No.9「経営成績の報告（Reporting the Results of Operations）」が最初である[4]。APBO No.9は次のように述べて，EPSの有用性を明らかにした（*APBO No.9*, para.30）。

> 「EPSは，複数の会計期間に関する正式な財務諸表とともに報告される場合，他の資料と一体になって，企業の過去の業績の評価，将来の潜在的可能性についての意見を表明しようという試みに有用である。」

EPSを財務諸表において報告することは，現在では当然視されるが，APBO No.9公表時（1966年）には画期的なことであった。例えば，APBO No.9の前のEPS会計基準ARB No.49「1株当り利益（Earnings Per Share）」は，次のように述べていた（*ARB No.49*, para.2）。

> 「会計手続委員会は，…… 再び過去の結論を確認する。すなわち，(a)多くの場合，EPSという単一の数値に多大な注目が集められることは望ましくない，(b)……。」

すなわち，単一数値であるEPSを財務諸表において報告することは望ましくないと述べていたのである[5]。さらに，EPSに独特の問題が存在していることから，当期利益より危険なものであることを次のように強調していた（*ARB No.49*, para.2）。

> 「単一の数値でしかないEPSの利用は，当期利益という単一の数値の利用と同様に，有用性に限界があるだけでなく，さらにEPSの計算には，多くの場合，特有の問題が存在する。」

単一数値であるEPSを財務諸表において報告することの危険性を強調していた会計基準から，EPS報告の有用性を認めるという大きな転回がAPBO No.9の公表だったのである。転回の理由として，損益計算書の作成が当期業績主義から包括主義へ変化したことが挙げられる。

APBO No.9は2つの事項を扱った会計基準であった。第Ⅰ部「純利益並びに特別損益及び過年度修正の取り扱い（Net Income and the Treatment of Extraordinary Items and Prior Adjustments）」と，第Ⅱ部「EPSの計算及び報告（Computation and Reporting of Earnings Per Share）」である。第Ⅰ部において，損益計算書を包括主義により作成し，「経常利益（income before extraordinary items）」，「特別損益（extraordinary items）」，「純利益（net

---

する。1株当り利益の他に，セグメント別情報，後発事象の開示などが該当するものと考えている。

4）米国におけるEPS会計基準の変遷については，拙稿[1999]を参照されたい。

5）ARB No.49の論述はやや控えめである。より直接的な表現をしたものに，例えばARB No.32における「損益計算書の性格と目的を慎重に考察する上で，会計手続委員会としては，事情に通じている人にあってさえ，単一の当期利益や一会計期間の1株当り利益を過度に重要視する傾向にあることを注意してきた。そして，当委員会は，非常に注目される『当期利益』や『1株当り利益』という単一数値情報の普及が，多くの場合，望ましくないとして注意してきた。」（*ARB No.32*, para.13）というものがある。

income)」の3つの利益の区分計算を要求したのである（*APBO No.9*, para.20)。そして，第Ⅰ部で3つの利益の区分計算を義務づけたことの帰結として，第Ⅱ部において「1株当り経常利益」，「1株当り特別損益」，「1株当り純利益」という3つのEPSを区分報告することを求めた。これら3つのEPSを報告させることにより，「EPSとして報告される単一の金額を過度に重要視する多くの利用者の傾向を排除する」ことになると考えられるようになったのである（*APBO No.9*, para.32)。

損益計算書上で3つのEPSが区分報告されるという形式的な変化も重要であるが，より重要なことは，当期業績主義から包括主義への移行が比較財務諸表の重要性を高めることである。包括主義の損益計算書では，ある会計期間の単独の期間損益計算そのものよりも，複数の会計期間における期間損益から長期的な趨勢を読みとることが重要になるからである。すなわち，各会計期間はそれぞれ独立したものではなくなり，長期的な趨勢を表すための複数の会計期間を組み合わせたうちの一部分としての意味合いが強くなるのである[6)]。

損益計算書の作成が当期業績主義から包括主義へ変更されたことによって，会計期間や期間損益の意味が変化したことと同様にEPSの意味も変化した。ある会計期間のEPSは，持分単位（1株）に帰属する期間損益というよりも，長期的な業績の趨勢を表すための情報の一部としての意味が強調されることになったのである。

APBO No.9が，損益計算書の作成を当期業績主義から包括主義にするとともに，EPSを企業業績の長期的な趨勢を表す情報として報告の有用性を認めたのは，このような理論的背景からの必然である。同時に，EPSを財務諸表において報告することの目的は，企業業績の長期的な趨勢を表すという有用性から導かれていることが明らかにされたことになる。そして，このようなEPS報告の目的は，APBO No.15，さらにSFAS No.128に受け継がれ現在に至っているのである。

## Ⅲ　米国におけるEPSの遡及修正再表示

次に米国の会計基準が，いかなる計算や報告の規定を設けることによって，EPSを企業業績の長期的な趨勢を表すものとしての有用性向上を達成しているのか考察しよう。

EPSが企業業績の長期的な趨勢を表すには，「遡及修正による過年度EPSの再表示」（以下「遡及修正再表示」）と「潜在稀薄化の調整計算をしたEPSの報告」（以下「稀薄化報告」）の2つが肝要である。この点について，遡及修正と潜在稀薄化の調整，それぞれの計算構造と，

6）包括主義損益計算書の利点としては，次の3つが挙げられる（Powell[1966], pp.35－36)。第1に単純明快である。第2に経営者の長期間に渡る受託者責任の遂行状況を明らかにすることができる。そして，第3に包括主義の損益計算書の利益は収益力（earning power）を表すので，株価収益率の基礎になりうる。

これらのうち，本文では第2，第3の利点に注目している。第3の点について若干の説明を加えておこう。

1960年代から重要な投資指標として利用されはじめた株価収益率（Price-Earning Ratio: PER）の意味合いは，配当割引モデル（Dividend Discount Model: DDM）から，次のように理論的な説明ができる。

Pを株価，EをEPS，rを利子率，gを配当成長率，そしてdを配当性向とすると株価収益率は次のように表される。

$$\frac{P}{E}=\frac{d}{r-g}\quad（ただし，r>g）$$

ここで配当成長率，配当性向を求めるために複数の期間における測定値が必要になり，企業業績の長期的な趨勢を表すことが重要になるのである。

なお，DDMでは「現在の株価←将来の配当←将来の利益←現在の利益」という株価とEPSとの関係が含意されているが，「Ohlson Model」など新たな企業評価モデルの発達によってEPSと株価との関係について，より精緻な関係を明らかにできる可能性がある。これら新しい企業評価モデルの発展動向を見守りたい。

企業業績の長期的な趨勢を表すという目的との関わりから明らかにしていこう。まず本節においては，遡及修正の計算構造をみることにする。

遡及修正再表示は，過去に報告されたEPSを当期の水準で計算し，報告し直すことである。これは流通株式数の変化を原因として，1株で表す内容の意味が異なることによって，過去と当期の連続性が断絶する場合に必要になる。

例として，次のようなことを考えてみよう。「私の去年の身長は1.7mであった。今年の身長は170 cmである。したがって，私は1.7から170へと100倍になった。」このように述べることはできない。それは，1.7や170で表される意味内容が異なるからである。ただし，1.7mと170 cmがまったく比較不可能というわけではなく，「1m＝100cm」という関係から，1.7mを170 cmに換算した場合には比較が可能になる。

同様に，企業業績の長期的な趨勢を表すためには，過去のEPSと当期のEPSが同じ意味内容を示す必要がある。つまり，同一の企業であっても，流通株式数が変化した場合に換算が必要になる。流通株式数の変化を修正し，過去の流通株式数を当期の流通株式数に換算して報告することが，EPSの遡及修正再表示である[7]。したがって，遡及修正再表示の基本的な考え方は，SOを流通株式数，Iを普通株主利益，添字pを過年度，添字cを当期とすると，次のように表される。

$$EPS_p = \frac{I_p}{SO_p} \rightarrow EPS_p = \frac{I_p}{SO_c}$$

このような関係から，$SO_c = f(SO_p)$として，当期の流通株式数を過去の流通株式数の関数とすることが遡及修正において重要になる。

過去の流通株式数と当期の流通株式数の意味内容が変化するのは，1株の価値に変化が生じる場合である。そして，1株の価値の変化は時価と異なる価額で普通株式を発行することによって生じる。普通株式の発行を行った場合，普通株式の株価は理論的には次のように変化する。（ただし，SVを1株の価値，Cを現金の収受額，添字nを新規発行分とする。）

$$SV_c = \frac{SO_p \cdot SV_p + C}{SO_p + SO_n}$$

上式における$SO_p + SO_n$は$SO_c$に等しいことから，次のように変形することができる。

$$SO_c = \frac{SV_p}{SV_c} SO_p + \frac{C}{SV_c}$$

この関係から，当期の流通株式数と過去の流通株式数との換算が可能になり，EPSとして次の（1）式によって算定した値を遡及修正再表示することになる。すなわち，（1）式がEPSの遡及修正の計算構造を表している。

$$EPS_p = \frac{I_p}{SO_c} = \frac{I_p}{\frac{SO_p \cdot SV_p + C}{SV_c}} = \frac{I_p \cdot SV_c}{SO_p \cdot SV_p + C} \quad \cdots\cdots\cdots (1)\text{式}$$

（1）式から明らかになるのは，EPSの遡及修正の算式が「ダウ式平均株価」の算定方法と同じ構造になっていることである[8]。ダウ式平均株価は，株価の趨勢を観るためのものである。したがって，EPSの報告が企業業績の長

7）ここで述べている遡及修正再表示は，もっぱら株式数に関するものを指しており，過年度損益修正一般については扱わないことにする。第Ⅰ節で述べたように本稿の視点は帳簿から離れて，財務諸表の作成の段階で付加される1株当り利益について検討するものであり，帳簿との関係を無視できない過年度損益修正一般についての検討は本稿の範囲を越えるからである。

8）ダウ式平均株価の算式は以下のとおりである（ここに掲げたのは日経平均株価の算定方法である）。こ

期的な趨勢を表すためのものであることを再び確認することができる。同時に，企業業績の長期的趨勢を表すためのEPSにおいては，1株の価値の変化に関する修正が必要であることが明らかにされたことになる。

## Ⅳ　米国における潜在稀薄化の調整計算　1 －自己株法－

次に，潜在稀薄化の調整計算の構造について検討しよう。潜在稀薄化の調整計算は，将来における普通株式の発行に結びつく証券が流通している場合に必要とされる。そして，普通株式の発行の際の現金収受の有無によって潜在稀薄化の調整計算として2つの方法が示されている。1つは新株引受権やストック・オプションといった普通株式の発行時に現金収受のあるもの（以下「オプション」）に適用される「自己株法（treasury stock method）」であり，もう1つは普通株式の発行時に現金収受のない転換証券（転換社債及び転換優先株式）に適用される「転換仮定法（if converted method）」である。

自己株法は，2つの仮定を基礎に潜在稀薄化の調整計算をする方法である。その仮定とは，オプションが期首に権利行使され，その収入を自己株式の市場価格による買い戻しに充てるというものである（*SFAS No.128*, para.17）。つまり，自己株法は，次の（2）式によってEPSを計算する方法である。（ただし，TSを自己株式の買い戻し数，添字tを自己株法とする。）

$$EPS_t = \frac{I_c}{SO_c + SO_t - TS} \cdots\cdots （2）式$$

自己株法に関する問題点のうち重要なものとして，第1に行使収入の運用を自己株式の買い戻しに限定すること，第2に計算に用いる株価が当期ベースであることの2点が指摘されている[9]。

企業に現金収入があった場合，工場設備の拡張，棚卸資産の強化，年金基金に拠出するなど

---

の算定方法における②式と③式がEPSの遡及修正の方法と同じ意味を表している。

$$①日経平均株価 = \frac{東証1部上場225銘柄の株価合計}{除数}$$

$$②新除数 = \frac{旧除数 \times 権利落理論株価合計}{権利付最終日の株価合計}$$

$$③権利落理論株価 = \frac{権利付最終日の株価 + 払込額 \times 有償割当率}{1 + 割当率}$$

9）自己株法に対する批判として，本文中に述べていないものをここに示しておく。まず，会計数値の計算要素として株価を用いることが問題視された。株価を計算要素として用いれば株価の高低によって1株当り利益が変化することになる。これにより，1株当り利益が企業業績を表すという目的を達成することができなくなるというのである。すなわち，株価はきわめて変動が激しいものであり，実際の業績の変動以上に1株当り利益が変動することから，1株当り利益の期間比較可能性が破壊されるというのである（Shank[1971]）。

また，1株当り利益と株価との間で振子運動（oscillating sequence）が生じるという問題も指摘されている。株価の変動は自己株法の適用を通じて1株当り利益に影響する。そして，1株当り利益の変化は株価の変動につながる。この株価の変動は，また1株当り利益を変化させる。そして，この1株当り利益の変化は，…… というように1株当り利益と株価との間に相互影響が存在しており，振子運動を無視した1株当り利益の報告は危険であるというのである。

「修正した自己株法（modified treasury stock method）」を適用することに対する批判もある（Barlev[1983]）。修正した自己株法は，「オプションの権利行使に用いる収入の運用を影響させる自己株法にあっては，大量の自己株式の買い戻しを仮定することによって稀薄効果を適切に表さなくなる場合がある」（*APBO No.15*, para.38）ために，権利行使によって発行する普通株式総数が，期末流通株式数の20%を超える場合に適用することになっていた。具体的には，行使収入の運用について自己株式の買い戻しに制限（期末流通株式数の20%）を設け，行使収入の残余を借入金の返済に充て，さらに残余がある場合には米国国債またはコマーシャル・ペーパーへの投資を行うと仮定することによって

様々な用途が考えられる（Mautz & Hogan [1989], p.24)。これらの用途の選択は企業（経営者）の自由なものであって，会計基準によって一律に定める性質のものではないことから，自己株式の買い戻しのみを仮定する規定が批判されたのである。このような批判から，「事業投下法」や「金融投資法」といった代替的な計算の方法が提唱された[10]。これらの方法は行使収入を投資に充てることを仮定し，そこから得られる利益を損益計算書計上利益に調整する方法である（*SFAS No.128*, para.101)。

計算に用いる株価が当期ベースであることに対する批判も確認しよう。この批判は，権利行使は将来の事象であり，調整計算の基礎になる株価も将来のものでなければならないというものである（Vigeland[1982])。この主張は，「オプション評価モデル（Option Pricing Model: OPM)」の発展に伴い，行使時点の株価を一定の数値として確率論的に計算可能であることを前提にしている。

OPMの発展によって，行使価格を超える株価のみが計算に算入されることへの批判も行われた（Bierman[1986])。自己株法は，当期の株価を基礎に計算を行う計算方法であり，期末現在の株価が行使価格以下であれば潜在稀薄化の調整計算は行わない。しかし，当期にアウト・オブ・マネーの状態にあるオプションについても，将来的にはイン・ザ・マネーとして持分の低下を生じさせるので，すべてのオプションをOPMによる計算値を基礎にして潜在稀薄化の調整計算に影響させるべきであるというのである。

権利行使が将来の事象であることに関連して，行使収入を現在価値に割り引くべきという主張もされた（Barlev[1984])。これは，実際の収入は将来のことであるから，割引現在価値相当額しか運用することはできないという批判である。このような考えによる計算方法を「割引自己株法（treasury stock method with discounted exercise price)」として提唱している。

これら自己株法の批判に対する，SFAS No.128の対応を検討しよう。まず，オプションの権利行使収入を自己株式の買い戻しに限定していることについては，すでにAPBO No.15で次のように述べていた（*APBO No.15*, para.36)。

---

EPSを計算する方法である（*APBO No.15*, para.38)。

この修正した自己株法には，ここまでに述べた自己株法の欠点だけでなく，さらに企業の外的要因を計算に影響させることと，稀薄効果の総体判定を行うことの2つの欠点を指摘できる。

修正した自己株法では，行使収入の運用として自己株式の買い戻しの他に債務の返済や証券投資を仮定する。これらの運用成果は，実効税率や市場金利といった企業業績とは直接の関係を持たない外的要因に大きく左右される。したがって，これらを基礎に調整された1株当り利益では，企業業績を適切に表さないというのである。

また，修正した自己株法に対して稀薄効果の総体判定を行うことが，1株当り利益報告に悪影響を及ぼすことも指摘される。自己株法の適用を受けるオプションは，1株当り利益に対して稀薄効果を持つものに限定されている。この稀薄効果の判定を原則的な自己株法の場合は，個々のオプションについて判定を行うのに対して，修正した自己株法では稀薄効果の判定を個別には行わずに，オプション全体として稀薄効果を有するか否かという判定を行う。修正した自己株法において稀薄効果の総体判定を行うことについて，明確な根拠はないにもかかわらず，修正した自己株法の稀薄効果は個別に判定する場合よりも小さくなる場合がある。

このような問題点の指摘された修正した自己株法は，SFAS No.128では廃止された。このことから，SFAS No.128が潜在稀薄化の調整計算と株価との関連性を，より密接にしたものと考えることができる。

10) SFAS No.128においては，2つの方法を「利益加算法（imputed earnings method)」とまとめている（para.101)。本稿で2つの方法を区分したのは，事業投下法はカナダ，金融投資法は英国で適用されていたものであり，別の方法と考えられるからである。自己株法（米国），事業投下法（カナダ），金融投資法（英国）の比較については，Barlev [1984]を参照されたい。

「当審議会では，オプションの行使収入について様々な運用が可能であり，その運用の結果について予期することができないことを認識している。（しかしながら，）EPS計算における自己株法の適用は行使収入をどのように運用するであろうとか，どのように運用することができるのかといった仮定に基づいてはいない。」（括弧内は久保挿入）

APBO No.15が，実際の運用方法を無視した理由は歴史的な背景から説明できる。APBO No.9において，損益計算書の当期業績主義から包括主義へ移行したことと関係しているのである。第Ⅱ節で明らかにしたようにEPS報告の有用性は，包括主義の損益計算書と密接な関わりを持つことによって認められるものである。したがって，包括主義の損益計算書に計上される利益と，EPSとの間には直接の関係が必要とされ，行使収入の運用は資本取引（自己株式の買い戻し）に限定しなければならなかったのである[11]。

SFAS No.128において，自己株法を継続した重要な理由は他にも示されている。行使収入の運用を自己株式の買い戻しに限定することの批判として考案された事業投下法や金融投資法に対して，SFAS No.128は次のように欠点を指摘している（*SFAS No.128*, para.101）。

「これらの方法は，適用する利益率について恣意的な仮定をする，逆稀薄効果の潜在稀薄化証券を稀薄効果があるかのように取り扱う，さらに，すべてのオプションが当期の株価と無関係に同じ効果のものとして取り扱うという欠点がある。」

SFAS No.128では3つの欠点を指摘しているが，最初のものは先ほど検討した損益取引を仮定しないことを強調したものである。以下では後の2つを検討しよう。逆稀薄効果の潜在稀薄化証券を稀薄効果があるかのように取り扱うというのは，潜在稀薄化の調整計算は当期の状態について行うものと述べていることと同じ意味になる。先に述べたように，現在株主に実際の持分低下が生じるのは次期以降のことであり，当期において逆稀薄効果の証券であっても持分の低下をもたらす時点においては稀薄効果を持つからである。したがって，自己株法は当期の状態で稀薄効果について調整計算を行うものであるとSFAS No.128は述べていることになる。

また，稀薄効果が株価と関連したものであるという3つ目の指摘もされている。株価との関連という視点は，自己株法について別の解釈を可能にする。それは，遡及修正の計算方法と一貫した方法という解釈である。

先に示した自己株法の算式（（2）式）について，行使収入を自己株式の市場価格による買い戻しに充てるという仮定を基に変形すると，次の（3）式が得られる。

$$EPS_t = \frac{I_c}{SO_c+SO_t-TS} \quad \cdots\cdots（2）式（再掲）$$

$$= \frac{I_c}{SO_c+SO_t-\dfrac{C}{SV_c}}$$

$$= \frac{I_c}{SO_c+SO_t-\dfrac{SO_t\cdot SV_t}{SV_c}}$$

$$= \frac{I_c\cdot SV_c}{SO_c\cdot SV_c+SO_t(SV_c-SV_t)} \quad \cdots（3）式$$

（3）式における分母第2項は，市場価格と行使価格の差に発行株式数を乗じた値であり，純収入を表している。したがって，（3）式で

11）行使収入の運用が自己株式において，自己株式の買い戻しに限定したことについて，もう1つの理由が考えられる。

APBO No.15公表は，1960年代後半のコングロマリット合併期における会計基準の欠陥を是正することを1つの目的にしていた。当時の実務における会計方針を経営者に広く裁量を与えていたことが欠陥につながっていたために，会計方針の選択の幅を狭めることが自己株法の設定に考慮されたと考えることもできるのである。

表される自己株法と，（1）式で表される遡及修正の方法は，同一の構造になっていることになる[12]。遡及修正の方法はダウ式平均株価の算定と同じ考え方に基づく方法であるから，自己株法もダウ式平均株価の算定と同じ構造ということになる。つまり，自己株法は企業業績の長期的な趨勢を表すために計算されるものということである。

これらのことから，SFAS No.128が事業投下法や金融投資法に対して述べたことを次のように整理できる。潜在稀薄化の調整計算は，遡及修正の計算と同様に株価との関連によって計算されるものである。そして，将来の予測株価を計算の基礎にするのではなく，当期の株価を基礎にして計算するものである。

この点について，さらに検討を続けよう。現在株主の持分低下は当期には起こっていないので，現在株主の持分低下は将来の事象である。したがって，現在株主の持分低下をあらかじめ報告する潜在稀薄化の調整計算は将来の事象を反映しようというものである。しかし，潜在稀薄化の調整計算の基礎は持分低下が生じる時点の数値（＝予測値）にはせず，当期の状態が維持されるという仮定を基礎にするというのである。

将来を「当期の状態が維持されるもの」とするSFAS No.128の考えは，過去についての遡及修正再表示と深い関連を持っていると考えられる。前述のように，1株当り利益の報告によって企業業績の長期的な趨勢を表すには，過去に報告された1株当り利益の遡及修正再表示が必要である。ここから，当期の1株当り利益についても，将来において修正される可能性を持った数値であることになる。将来に修正される可能性を持っていることから，当期の1株当り利益は暫定的な性質のものであることになる。したがって，次期における修正を前提として，後発事象を当期のEPS計算に織り込むことが正当化される[13]。さらに，当期の状態が維持されると次期以降に生じる事象で，次期以降の財務諸表において遡及修正再表示を必要とする事象ならば，これも将来における修正を前提にして，当期のEPS計算に織り込むことが正当化されるのである。このように後発事象の概念を拡張して織り込むこと（拡張した後発事象）が，潜在稀薄化の調整計算の本質である。

以上のように，潜在稀薄化の調整計算のうちの自己株法について，遡及修正の計算方法と構造が同一になっていること，そして，企業業績の長期的な趨勢を明らかにすることから認められる将来事象の織り込みの正当性を明らかにした。ここでの結論が，潜在稀薄化の調整計算のもう1つの方法である転換仮定法においても成立することを次節で確認しよう。

12）ここでは，遡及修正再表示と自己株法が同一の構造であると述べていることに留意されたい。自己株法と遡及修正の方法とは具体的に比較すると異なっている。差異についての詳細は，拙稿[1997]，147－148頁を参照されたい。

13）後発事象をEPS計算に織り込むか否かについて，FASBとIASC（International Accounting Standard Committee）との間で議論になった。この議論は，両者が1株当り利益会計基準の設定にあたって共同作業を進めた中で起こったものである。後発事象の織り込みを主張するFASBと後発事象を織り込むべきでないと主張するIASCの間の調整の結果，FASBの主張が採用されたのである。これは，双方が公表した公開草案に対して，後発事象の織り込みによって有用性，目的適合性を高め，意味ある情報にすることができる上に，後の期における遡及修正を省くことができるという回答があったからである。

また，FASBとIASCの共同作業において，稀薄化報告の目的についても「経営成績の表示」とされ，「警告信号（warning signal）」目的は副次的なものとされることになった。

これらFASBの見解（経営成績の表示目的→後発事象の織り込み）が，IASCの諒解を得たことは，EPS報告の目的や計算構造について本稿で述べていることを裏付けているように思われる。

これらFASBとIASCとの協議についての詳細は，*SFAS No.128*, paras.79－82 & 133－134を参照されたい。

## V　米国における潜在稀薄化の調整計算 2 －転換仮定法－

転換仮定法は，転換証券が期首に転換されたと仮定して潜在稀薄化の調整計算を行う方法である。転換によって流通株式数が増加することと，転換証券に係る優先配当や支払利息の節約益を普通株主利益に足し戻すという2つの計算によって潜在稀薄化の調整を行う（*SFAS No.128*, para.26)。つまり，転換仮定法は，次の（4）式により潜在稀薄化の調整計算を行う方法である。(ただし，添字iは転換仮定法を表す。)

$$EPS_i = \frac{I_c + C \cdot r}{SO_c + SO_i} \quad \cdots\cdots\cdots (4)\text{式}$$

転換仮定法に関して，APBO No.15からSFAS No.128への変更点は少ない（*SFAS No.128*, para.114)。重要な変更は，稀薄効果の順序法による判定が強制規定になったことである。APBO No.15においては，稀薄効果の判定を総体法によるか順序法によるかは，企業の任意であった。それをSFAS No.128では，順序法のみを認めることにしたのである(*SFAS No.128*, para.14)。

転換仮定法における稀薄効果の判定を順序法によって行うことで，SFAS No.128の転換仮定法は精緻になった。しかし，そもそも転換仮定法についての批判もあった。これらの批判が，SFAS No.128において，どのように反映されたのかを確認しよう[14]。

転換仮定法に対する重要な批判は，稀薄効果の判定の基準に対するものである。これは，逆稀薄化の禁止規定に顕著である。オプションにおける稀薄効果が行使価格と株価との関係から判定されるのに対して，転換証券における稀薄効果はBasic EPS[15]と支払利息等との関係から判定される。つまり，転換仮定法はEPSの分母と分子の両方の総合的な影響の結果においてEPSが小さくなる場合にのみ計算に含めることにしているのである。したがって，稀薄効果の判定に関して転換価額と株価との関係は考慮されず，まったく転換されそうにない転換証券について転換仮定法が適用されたり，逆に転換が行われようとしている転換証券について転換仮定法が適用されないといったことが生じることになる。

一見すると自己株法と異なる転換証券の取り扱いについても，前節で述べた拡張した後発事象の概念によって説明することが可能である。

転換証券の転換によって発行される普通株式についての新たな現金の払い込みはない。現金の払い込みは，転換証券の発行時点で済んでいるからである。言い換えれば，転換証券に係る払込額は，発行時から資本として企業活動に投下されているのである。ここから，転換証券は償還されない限り －転換されるか否かにかかわらず－ 次期以降も企業の資本として機能することになる。すなわち，転換証券は発行の時点で現在株主の持分の低下をすでに引き起こしていると解釈することができるのである(Lerner & Auster[1969])。

転換による普通株式の発行は，その時点においては無償発行とみなすことができる。無償発行の場合，1株の価値が変化し，企業業績の長

14) 転換仮定法に関する批判として，支払利息等の足し戻しによって四半期報告書と年次報告書との整合性が失われるというものもある（Coughlan[1991])。

15) Basic EPS（稀薄化調整をしないEPS）とは，普通株主利益を期中に流通していた株式数の加重平均値で除した値をいう。そして，報告の目的は報告期間に渡る当該企業の経営成績を測定することとされている（*SFAS No.128*, para.8)。

なお，本稿で中心的に論じている稀薄化したEPS（Diluted EPS）の報告の目的は，潜在稀薄化証券の影響を加味するという点を除いて，Basic EPSの報告の目的と一貫している（*SFAS No.128*, para.11)。

期的な趨勢を明らかにするというEPS報告の目的を達成することができなくなる。実際の転換があった場合に遡及修正再表示をするのではなく，いち早く，拡張した後発事象の織り込みとして稀薄化報告を行うのである。

転換証券が，すでに普通株主持分の稀薄化を生じさせているものとみなせば，稀薄効果の判定が支払利息等に関連して行われることの理由も明らかになる。保有者が最終的には転換を行うと考える場合にも，実際に転換を行う時期の決定は受取利息と受取配当の大小関係で決定される。具体的には，転換証券の利回りがEPSよりも高い間は転換されないのである(Parker & Cushing [1971], pp.33－38)。

以上から，転換仮定法においても企業業績の長期的な趨勢を表すということが意識されていることが明らかになる。ここから，転換仮定法の構造を表してみよう。転換によって発行される株式数は，転換証券の額面総額を転換価額で除したものであるから，(4)式は(5)式のように変形できる。

$$EPS_i = \frac{I_c + C \cdot r}{SO_c + SO_i} \quad \cdots\cdots\cdots \text{(4)式（再掲）}$$

$$= \frac{I_c + C \cdot r}{SO_c + \dfrac{C}{SV_i}}$$

$$= \frac{(I_c + C \cdot r) SV_i}{SO_c \cdot SV_i + C} \quad \cdots\cdots\cdots\cdots \text{(5)式}$$

(5)式において，分子のC•rは，転換証券を期首に転換したものとみなすことから生じるものであり，転換仮定法の構造も遡及修正と同じ構造になっている[16]。したがって，転換仮定法においても企業業績の長期的な趨勢を明らかにする目的が貫かれているのである。

16)(5)式の分子C•rは，転換を期末にあったものと仮定すれば，解消されるものであり，遡及修正の方法や自己株法と首尾一貫する結果になる（詳しくは，拙稿[1997]，149頁を参照されたい)。

## VI　会計情報開示の日米差異　－要約と結論－

ここまでに，遡及修正と潜在稀薄化の計算構造の同一性を示した。遡及修正と潜在稀薄化の計算が同一の構造になっていることから，米国のEPS会計基準について次のようにまとめることができる。

米国では，包括主義によって作成される損益計算書を基礎に企業業績の長期的な趨勢を表すためのEPSが重要視される。企業業績の長期的な趨勢を表すためには，過去に報告されたEPSを遡及修正再表示して1株の価値の水準を統一しなければならない。これを敷衍すれば，当期のEPSも将来において修正されうる暫定的な性質の数値ということになる。当期のEPSが暫定的な性質であるから，いち早く次期以降の事象を織り込むことが正当化され，遡及修正と同じ構造による稀薄化報告が行われると考えられる。

米国会計理論の権威である『序説』において，「会計と事業とは長期的に適応することによってのみ科学的な観点に従うことができる」という考え方が強調されている(Paton & Littleton [1940], p.20)。つまり，会計数値の暫定的な性質を認めることによって，会計を科学的なものにすると述べているのである。したがって，EPSの暫定的な性質を強調している米国の会計基準は，科学的な観点の会計を目指しているということができる。そして，科学とは，「反証可能性を持った言明や言明の体系」をいう（小河原[1997]，117頁)。ここから，科学的な観点の会計とは，先験的に存在している真実についての叙述によって，その叙述に対する反証可能性を与えるものである。かくして，会計とは独立して**先験的に存在している企業業**

しかしながら，実際の配当計算において期首転換が仮定されることや，貨幣価値変動会計における「前進法」と「遡及法」の対立と同様の問題も内包している。転換の基礎を期首と期末，あるいは期中のいずれの時点に基礎を置くべきかについての結論は本稿においては留保する。

**績（真実）を叙述すること**が，米国の会計基準における会計情報の開示ということができる。

最後に，米国の会計情報の開示と対比して，わが国会計基準における会計情報開示に簡単に触れておこう。わが国におけるEPSの意味合いは，株主総会における期間損益計算の確定と密接な関わりを持っている。つまり，単位株主持分（1株）当りの期間損益を明らかにすることによって，各普通株主に帰属する分配可能利益額を示すためのEPSとして機能しているのである[17]。そして，わが国のEPSの計算にも，多くの見積もりや未確定事象が基礎になっているにもかかわらず，分配可能利益やその要素として確定数値とされる。つまり，EPSは暫定的な性質の数値としては捉えられていないのである。

ここから，次のように考えることができる。米国の会計が先験的に存在している真実の叙述のために過去・現在・未来から事実を入手し，よりよい叙述を求める科学的なものであるのに対して，わが国の会計は時間の制約下において，ただ一度の決定を下さなければならない司法の立場と似たものである[18]。証拠が不完全な状況下においても，社会制度的な意味において真実として確定した会計数値が必要になる。そして，この社会制度的な意味における真実は，第1に株主総会への提出と承認，第2に一般に認められた会計原則への準拠，第3に責任を負っている経営者による作成という3つの条件を満足する「手続き」によって創出されている[19]。すなわち，わが国の会計基準の目指すところは，社会制度的な意味において，**企業業績（真実）を創出するため遂行される手続きの一部を規定すること**である。

会計情報の開示について，日米の差異について簡単に述べたが，両者についての優劣を論じたわけではない。会計情報の開示姿勢が，日米で異なっていることを示しただけである。したがって，筆者には2つの課題が残される。1つは，本稿で仮説として示した相違について，他の会計基準の分析，あるいは経験的な証拠を集めることによって全体としての会計制度について検証することである。もう1つは，この相違をなくして，わが国の会計基準が米国流の普通株主を中心にするものになるための具体的な方策を示すことである。今後，各々の課題について細密な検討を行っていきたい。

17) わが国におけるEPS開示は，計算書類規則による「期末株式数」を基礎に計算するものと，財務諸表等規則による「期中平均株式数」を基礎に計算するものの2つの系統がある。本文で述べたのは，計算書類規則の要求するEPSである。財務諸表等規則の要求するEPSについて，ここで触れておこう。

財務諸表等規則の要求しているEPSは，単年度毎の企業業績を表すものになる。しかしながら，遡及修正再表示を行わないために，各年度のEPSの比較可能性はなく，米国のEPSが企業業績の長期的な趨勢を表すために報告されているのとは異なるものである。

また，財務諸表等規則の要求する「潜在株式等調整後一株当たり当期純利益」は将来のEPSの先取りとしての意味を持つ。つまり，FASBやIASCが否定した警告信号として開示されるものである。ここでも米国におけるEPSの報告目的とは異なっている。

以上のように，財務諸表等規則におけるEPS開示の目的は計算書類規則とは異なるものであるが，暫定的な性格が欠如しているという点で本文中に述べたことは該当するものと考えられる。

18) 科学と司法の証拠に対する立場の差異については，Berman, et al[1996], pp.255－256を参照した。

なお，わが国の会計が科学の立場よりも，司法の立場に近いと述べているのであって，わが国の会計が非科学的であるといったことを述べているわけではないことを念のために注意しておく。

19) ここに掲げた手続きについては，青柳[1991]，303頁を参照した。

**参考文献**


- AAA, Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966, AAA.
- AIA(American Institute of Accountants),

CAP(Committee on Accounting Procedure), *Accounting Research Bulletin No.32*, "Income and Earned Surplus," AIA, 1947.

- AICPA(American Institute of Certified Public Accountants), ——, *Accounting Research Bulletin No.49*, "Earnings Per Share," 1958.
- ——, APB(Accounting Principles Board), *Accounting Principles Board Opinion No.9*, "Reporting the Result of Operations,"1966.
- ——, ——, *Accounting Principles Board Opinion No.15*, "Earnings Per Share," 1969.
- 青柳文司『会計学の基礎』, 中央経済社, 1991年。
- ASB (Accounting Standards committee), *Financial Reporting Standard 14*, "Earnings Per Share," 1998.
- Barlev, Benzion, "Contingent Equity and the Dilutive Effect on EPS," *The Accounting Review*, April 1983, pp.385－393.
- ——, "Theory, Pragmatism and Conservatism in Reflecting the Effects of Warrants on Diluted EPS," *Abacus*, June 1984, pp.1－15.
- Berman, Harold J., William R. Greiner & Samir N. Saliba, *The Nature and Functions of Law, fifth edition*, Foundation Press, 1996.
- Bierman, Jr., Harold, "Common Stock Equivalents, Earnings Per Share, and Stock Valuation," *Journal of Accounting and Finance*, Winter 1986, pp.62－70.
- Coughlan, John W., "Fully Diluted Arithmetic: Beware an Exaggerated Earnings Per Share," *Management Accounting*, October 1991, pp.45－49.
- FASB(Financial Accounting Standards Board), *Statement of Financial Accounting Standards No.128*, "Earnings Per Share," 1997.
- 小河原誠『ポパー －批判的合理主義者－』, 講談社, 1997年。
- 久保淳司「株主自己責任時代の財務報告 －一株当り利益中心の会計－」,『経済学研究』(北海道大学), 第47巻第3号, 1997年, 135－154頁。
- ——「税効果会計の適用 －普通株主の視点からの検討－」,『経済学研究』(北海道大学), 第48巻第2号, 1998年, 49－61頁。
- ——「会計情報の有用性向上に向けて －1株当り利益会計基準の変遷からの考察－」,『日本会計史学会年報』, 第17巻, 1999年, 44－55頁。
- Lerner, Eugene M. & Rolf Auster, "Does the Market Discount Potential Dilution," *Financial Analysts Journal*, July-August 1969, pp.118－121.
- Mautz, Jr., R. David & Thomas Jeffery Hogan, "Earnings Per Share Reporting: Time for an Overhaul?," *Accounting Horizons*, September 1989, pp.21－27.
- Parker, James E. & Barry E. Cushing, "Earnings Per Share and Convertible Securities: A Utilitarian Approach," *Abacus*, June 1971, pp. 29－38.
- Paton, W. A. & A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940.
- Powell, Weldon, "Extraordinary Items," *Journal of Accountancy*, January 1966, pp.31－37.
- Shank, John K., "Earnings Per Share, Stock Prices, and APB Opinion No.15," *Journal of Accounting Research*, Spring 1971, pp. 165－170.
- Vigeland, Robert L., "Dilution of Earnings Per Share in an Option Pricing Framework," *The Accounting Review*, April 1982, pp.348－357.